

令和元年9月20日

監理団体 代表者 各位

外国人技能実習機構監理団体部長  
外国人技能実習機構技能実習部長

都道府県別最低賃金の改定について監理団体に  
留意していただきたい事項について

貴監理団体におかれましては、外国人技能実習機構の業務にご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、都道府県別最低賃金については、各都道府県労働局において改定作業が行われた結果、全ての都道府県において1時間当たりの賃金が26円以上増額され、10月1日以降順次発効される旨公示されています。

都道府県ごとの改定された最低賃金額及びその発効年月日は別紙の通りとなっていますのでご確認をお願いします。

発効日以後は、改定された最低賃金額（実習実施場所がある都道府県のもの）以上の賃金を支払う義務があります。そのことについて、傘下実習実施者に対して、適用される最低賃金額とともに確実に周知していただきますようお願いいたします。

貴団体においても、技能実習計画の作成指導の際には、改定された最低賃金額を踏まえていただくとともに、各改定日以後の最初の監査においては、最低賃金以上の賃金が支払われているか必ずご確認いただき、機構にご提出いただく監査報告書にその確認状況を、また、違反があった場合は指導状況等についても記載していただきますようお願いいたします。

今後、順次特定最賃の改定も行われる可能性があります。各地域で適用のある業種の実習実施者については確認をお願いします。

なお、本通知は外国人技能実習機構のホームページにも掲載します。

同ホームページには技能実習制度の各種手続き等を掲載しています。外国技能実習機構の同ホームページのチラシも同封しましたので併せて周知いただきますようお願いいたします。

# 令和元年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額[円]	発効年月日
北海道	861	令和元年 10 月 3 日
青 森	790	令和元年 10 月 4 日
岩 手	790	令和元年 10 月 4 日
宮 城	824	令和元年 10 月 1 日
秋 田	790	令和元年 10 月 3 日
山 形	790	令和元年 10 月 1 日
福 島	798	令和元年 10 月 1 日
茨 城	849	令和元年 10 月 1 日
栃 木	853	令和元年 10 月 1 日
群 馬	835	令和元年 10 月 6 日
埼 玉	926	令和元年 10 月 1 日
千 葉	923	令和元年 10 月 1 日
東 京	1,013	令和元年 10 月 1 日
神奈川	1,011	令和元年 10 月 1 日
新 潟	830	令和元年 10 月 6 日
富 山	848	令和元年 10 月 1 日
石 川	832	令和元年 10 月 2 日
福 井	829	令和元年 10 月 4 日
山 梨	837	令和元年 10 月 1 日
長 野	848	令和元年 10 月 4 日
岐 阜	851	令和元年 10 月 1 日
静 岡	885	令和元年 10 月 4 日
愛 知	926	令和元年 10 月 1 日
三 重	873	令和元年 10 月 1 日
滋 賀	866	令和元年 10 月 3 日
京 都	909	令和元年 10 月 1 日
大 阪	964	令和元年 10 月 1 日
兵 庫	899	令和元年 10 月 1 日
奈 良	837	令和元年 10 月 5 日
和歌山	830	令和元年 10 月 1 日
鳥 取	790	令和元年 10 月 5 日
島 根	790	令和元年 10 月 1 日
岡 山	833	令和元年 10 月 2 日
広 島	871	令和元年 10 月 1 日
山 口	829	令和元年 10 月 5 日
徳 島	793	令和元年 10 月 1 日
香 川	818	令和元年 10 月 1 日

愛 媛	790	令和元年 10 月 1 日
高 知	790	令和元年 10 月 5 日
福 岡	841	令和元年 10 月 1 日
佐 賀	790	令和元年 10 月 4 日
長 崎	790	令和元年 10 月 3 日
熊 本	790	令和元年 10 月 1 日
大 分	790	令和元年 10 月 1 日
宮 崎	790	令和元年 10 月 4 日
鹿 児 島	790	令和元年 10 月 3 日
沖 縄	790	令和元年 10 月 3 日

# 外国人技能実習機構の ホームページを ご覧ください



## 【こんな場合】

「技能実習認定計画の書き方がわからない」

「技能実習の手続きに関する様式が欲しい」

「技能実習に関する法令を知りたい」

「技能実習の最近の動きを知りたい」

外国人技能実習機構のホームページにアクセス  
すると解決します！

外国人技能実習機構のホームページでご案内している内容

- 1 技能実習法関係法令等、各種手続きに必要な提出書類等
- 2 監理団体の検索、送出国情報
- 3 実習先変更支援
- 4 受験手続支援
- 5 お問い合わせ先（本部・地方事務所）

## 外国人技能実習機構

(Organization for Technical Intern Training (OTIT))  
TEL 03-6712-1523 (代表)

OTIT

検索

